

# 第 51 期平成 27 年度第 6 回

## 香川地方最低賃金審議会

### 資 料 目 次

1. 平成 28 年度特定最低賃金の改正の申出の意向表明 (写)
  - (1) 冷凍調理食品製造業最低賃金
  - (2) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
  - (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
  - (4) 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
2. 香川県の特定最低賃金の推移
3. 平成 28 年度最低賃金の審議の進め方等について (案)
4. 平成 27 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
5. 「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業」

平成28年2月2日

香川労働局長 藤永 芳樹 殿



U Aゼ 香川県支部  
支部長 健二  
高松市古新町6-7 第2ビル  
Tel 087-822-4860

### 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

#### 記

1 特定最低賃金改定の件名

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

（中分類 E0995 冷凍調理食品製造業）

2 申出の理由等

香川県内の冷凍調理食品製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、香川県内における冷凍調理食品製造業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

3 申出の時期

平成28年7月上旬

以上



平成28年2月1日

香川労働局長  
藤永 芳樹 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明



タダノ労働組合  
執行委員長 十川 淳二  
香川県高松市新田町甲34番地  
TEL 087-839-5750



特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改定の件名

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金  
（大分類：E 中分類：25、26、27）

2 申出の理由等

香川県内のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、香川県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

3 申出の時期

平成28年7月上旬

平成 28年 2月 1日

香川労働局長 藤永 芳樹 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明



電機連合香川地域協議会  
議長 西川 啓二 印  
香川県丸亀市蓬萊町8番地  
Tel 0877-24-7599

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改定の件名

香川県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
(中分類 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業  
E29 電気機械器具製造業  
E30 情報通信機械器具製造業)

2 申出の理由等

香川県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、香川県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

3 申出の時期

平成28年 7月上旬



平成28年2月1日

香川労働局長  
藤永芳樹殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明



日本基幹産業労働組合連合会香川県本部  
委員長（船重部門代表）安部 員正  
香川県坂出市川崎町一番地  
TEL 0877-46-0560



特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改定の件名

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金

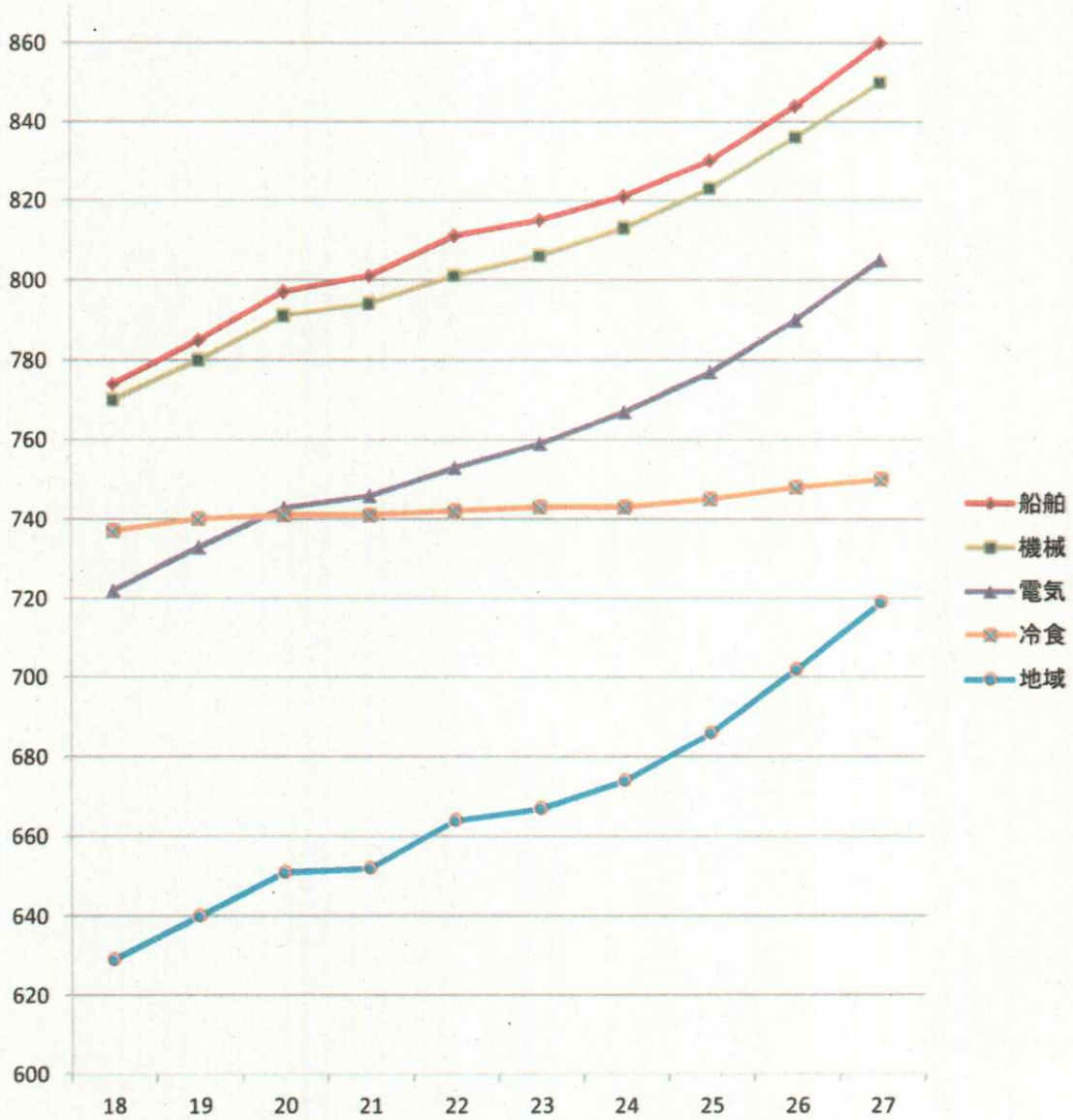
2 申出の理由等

香川県内の船舶製造・修理業，船用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、香川県内における船舶製造・修理業，船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。

3 申出の時期

平成28年7月上旬

香川県の特定最低賃金の推移



年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
船舶	774	785	797	801	811	815	821	830	844	860
機械	770	780	791	794	801	806	813	823	836	850
電気	722	733	743	746	753	759	767	777	790	805
冷食	737	740	741	741	742	743	743	745	748	750
地域	629	640	651	652	664	667	674	686	702	719



## 特定最低賃金対象業種の状況

### 1 適用事業場数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	24	24	24	24	52	47
機械	329	342	300	291	281	339
船舶	75	196	210	200	211	158
電気	117	138	119	115	122	145

### 2 基幹労働者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	1,505	1,443	909	901	1,691	1,523
機械	5,595	6,081	6,503	5,619	5,509	6,268
船舶	2,867	2,852	3,688	4,046	4,320	4,471
電気	4,380	4,335	2,841	2,751	3,119	4,203

### 3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	550	493	/	521	502	496
機械	2,156	2,094	2,115	2,197	2,455	2,640
船舶	2,345	2,309	2,311	2,154	1,760	1,764
電気	2,107	2,135	2,124	2,100	2,009	1,938

### 4 影響率(( )内は未満率)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
県最賃	1.7% (0.9%)	1.1% (0.8%)	2.0% (1.3%)	1.7% (0.8%)	3.5% (0.5%)	2.8% (1.7%)
冷食	11.3% (11.3%)	17.0% (17.0%)	/	13.8% (11.8%)	14.0% (12.1%)	13.6% (11.3%)
機械	4.6% (3.3%)	3.7% (3.7%)	4.6% (3.8%)	4.9% (4.3%)	4.8% (4.0%)	4.2% (3.7%)
船舶	6.3% (4.7%)	8.5% (8.5%)	4.5% (3.1%)	4.3% (3.7%)	4.9% (2.7%)	5.2% (1.5%)
電気	5.1% (2.3%)	10.2% (7.8%)	7.4% (5.5%)	8.3% (6.0%)	8.2% (3.7%)	11.9% (5.0%)

#### 基幹労働者

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	5.5% (5.5%)	(5.1%) (5.1%)	/	6.4% (5.9%)	6.6% (6.4%)	3.5% (3.0%)
機械	3.2% (2.2%)	3.6% (2.6%)	3.5% (2.9%)	4.3% (3.9%)	4.0% (3.2%)	3.1% (2.6%)
船舶	3.0% (2.1%)	6.2% (6.2%)	4.0% (2.6%)	2.8% (2.2%)	5.0% (2.5%)	4.9% (1.3%)
電気	4.1% (1.5%)	5.0% (3.1%)	6.7% (5.7%)	2.9% (2.9%)	4.9% (2.5%)	8.0% (1.6%)

### 5 中位数(単位円)全労働者

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
冷食	900	818	867	857	888	877
機械	1,290	1,318	1,266	1,283	1,249	1,282
船舶	1,369	1,370	1,455	1,406	1,392	1,313
電気	1,297	1,136	1,152	1,181	1,190	1,196

\* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

### 6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中賃目安(Cランク)	10	1	4	10	14	16
目安上積額	+2	+2	+3	+2	+2	+1
県最賃	12	3	7	12	16	17
冷食	1	1	0	2	3	2
機械	7	5	7	10	13	14
船舶	10	4	6	9	14	16
電気	7	6	8	10	13	15



## 平成28年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

## 1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、~~特段の事情のない限り~~関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。  
~~この場合、参考人は原則として労使各側3名以内とし、参考人1名の持ち時間は20分以内とする。~~
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。  
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

## 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については平成28年10月1日を努力目標とする。



### 3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 平成27年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、平成28年12月15日を努力目標とする。

- (4) 平成29年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

平成27年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区 分		開 催 月 日 と 主 な 議 題			
香川地方 最低賃金審議会	27.4.21委員委嘱	① H27年7月7日 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 ・議事録署名委員の指名 ・香川県最賃の改正諮問	② H27年7月31日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無の諮問 ・今後の審議日程	③ H27年8月4日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額719円 (+17円、2.42%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃の改正諮問	④ H27年8月20日 ・香川県最賃の答申内容に係る異議申出について審議 ・H27.8.4付け答申どおり決定することが適当との答申
		⑤ (H27年12月9日) ・香川県及び全国の地域別最賃、特定最賃の改定状況報告	⑥ (H28年3月14日) ・28年度特定最賃改正等の意向確認 ・28年度審議の進め方等(案)の審議		
運営小委員会	27.7.7委員指名	① H27年7月31日 ・特定(冷食、機械、電気、船舶)最賃改正の必要性の有無審議(4業種必要性有の結論)			
公益委員会					
香川県最低賃金	H27.7.23委員委嘱	① H27年7月24日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・参考人意見聴取(意見書) ・生活保護関連資料説明 ・議事録署名委員の指名 ・今後の審議日程	② H27年7月31日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ H27年8月3日 ・金額審議	④ H27年8月4日 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 答申内容、時間額719円 (+17円、2.42%アップ)  平成27年10月1日効力発生
専門 冷凍調理食品 製造業 最低賃金	H27.9.1委員委嘱	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月6日10:00 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 時間額750円 (+2円、0.27%アップ)		平成27年12月15日効力発生
門 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	H27.9.1委員委嘱	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月1日15:00 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H27年10月2日15:00 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申  答申内容 時間額850円 (+14円、1.67%アップ)	平成27年12月15日効力発生
部 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	H27.9.1委員委嘱	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月1日13:30 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H27年10月5日13:30 ・金額審議	④ H27年10月15日15:00 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 答申内容、時間額860円 (+16円、1.90%アップ)  平成27年12月16日効力発生
会 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	H27.9.1委員委嘱	① H27年9月30日15:00 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程	② H27年10月7日10:00 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H27年10月13日15:00 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申  答申内容 時間額805円 (+15円、1.90%アップ)	平成27年12月15日効力発生



# 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 (業務改善助成事業及び専門家派遣・相談等支援事業)

中小企業・小規模事業者

## 業務改善助成事業 (業務改善助成金)

全国40道県(※1)で、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給。800円未満に限る。)を40円以上(※2)引き上げるとともに、労働能率増進のための設備・器具を導入し業務改善を図ろうとする中小企業・小規模事業者に対し、その経費の一部を助成する(上限100万円、助成率1/2(労働者数30人以下の事業場は3/4))。

(※1)地域別最低賃金が800円以上である、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪の7都府県は対象外。

(※2)平成28年4月より60円以上に引上げ予定

## 専門家派遣・相談等支援事業

全国47都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、中小企業・小規模事業者に対して、賃金引上げのための経営・労務管理等に関する相談を電話やメールで受け付け、専門家による具体的なアドバイスを行うとともに、状況に応じて専門家派遣等の支援を実施する。

申請

助成

生産性向上の  
好事例提供

相談

助言  
専門家派遣

労働局で実施  
(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪を除く40局)

最低賃金総合相談支援センターで実施  
(都道府県労働局の委託事業により、  
全国47都道府県に設置)



# 平成28年度予算案：「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業」 11.0(24.1)億円

## ① 専門家派遣・相談等支援事業（最低賃金総合相談支援センター） 6.7 (2.6) 億円

全国47都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、中小企業・小規模事業者に対して、賃金引上げのための経営・労務管理等に関する相談を電話やメールで受け付け、専門家による具体的なアドバイスを行うとともに、状況に応じて専門家派遣等の支援を実施する。

### ○ 相談窓口の開設日の増加及び郡部地域における相談体制の強化

…全国47都道府県に設置する相談窓口の開設日を増加させるとともに、都市部に比べ最低賃金引上げの影響が大きい郡部地域に積極的に専門家を派遣するため、専門家の派遣日数を増加するなどの充実を図る。業務改善助成金及び業種別団体助成金を活用した生産性向上事例を周知し、あわせて改正最低賃金額等に関する相談を行う。  
(相談窓口開設日：月25日←4日、専門家派遣日：月15日←6日)

充実

## ② 業務改善助成事業（業務改善助成金） 3.4 (20.5) 億円

全国40道県（※1）で、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給。800円未満に限る。）を60（40）円以上（※2）引き上げるとともに、労働能率増進のための設備・器具を導入し業務改善を図ろうとする中小企業・小規模事業者に対し、その経費の一部を助成する（上限100万円、助成率1/2（労働者数30人以下の事業場は3/4））。

（※1）地域別最低賃金が800円以上である、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪の7都府県は対象外。

（※2）平成28年4月より60円以上に引上げ予定

## ③ 業種別中小企業団体助成事業（業種別団体助成金） 0.9 (1.0) 億円

傘下企業の賃金引上げを目的として、販路拡大のための市場調査、ビジネスモデル開発など労働能率増進等のための取組を行う全国的な業種別中小企業団体に、その所要経費を助成する（上限2,000万円）。  
また、生産性向上の好事例をとりまとめ、広く周知・普及を図る。